

## 財団法人住宅産業研修財団役員退職金支給規程

### ( 総則 )

第1条 財団法人住宅産業研修財団(以下「財団」という。)の常勤の役員(以下「役員」という。)に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

### ( 支給事由等 )

第2条 退職金は、1年以上在職した役員が次の各号の一に該当する場合に、その者に、死亡した時はその遺族に、支給する。

- 一 任期が満了したとき
- 二 辞職を願い出たとき
- 三 在職中に死亡したとき

### ( 算定方法 )

第3条 前条に該当して支給する退職金は、次により算定する。

一 常時勤務であった役員については退職時の報酬月額に役員在任年数を乗じて得た額に100分150以内の割合を乗じて得た額とする。

### ( 期間計算の特例 )

第4条 在任期間が10年を超えた場合は、超えた期間に限り100分の110の割合を乗じて得た期間の合計を適用する。

### ( 特別慰労金 )

第5条 理事会において、特に功績顕著と認められた常勤役員に対し特別慰労金を支給することができる。

### ( 補則 )

第6条 支給手続その他この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。